

00278

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第四十七号

ニューカッスル病予防に関する規則を次のように定める。

昭和二十六年八月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

ニューカッスル病予防に関する規則

第一條 家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十二條第一項の規定により、知事が指定する県外の区域から、鶏、あひる、その死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する。但し、船車に登載のまま通過するものはこの限りでない。

第二條 知事が指定する区域においては、鶏、あひる、その死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるお

昭和二十六年八月三日 金曜日
第二千二百三十二号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

それがあつた物品のその区域外との出入又はその区域内での移動を禁止する。但し、船車に登載のまま通過するもの及び家畜防疫員の指示により移動するものはこの限りでない。

第三條 前二條の区域の指定は告示をもつてする。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第三百四十三号

次の通り基本測量を実施する旨建設省地理調査所長より通知を受けた。

昭和二十六年八月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル）

昭和二十六年八月三日 第二千二百三十二号

（昭和四年四月十五日）第三種郵便物認可

00279

記

- 一、基本測量の種類 磁気測量
- 一、測量作業地域 鳥取市、東伯郡
- 一、〃 期間 自八月二十日 至十月二十日

鳥取縣告示第三百四十七号

次の通り通信地図の修正測量を終了した旨広島島郵政局長より通知があつた。

昭和二十六年八月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

- 一、測量期間 昭和二十六年五月中十一日間
- 一、〃 地域 西伯郡境町、上道村、渡村、余子村、外江村

鳥取縣告示第三百五十三号

砂糖需給調整規則(昭和二十四年農林省令第四十二号)

第十一條第一項並びに砂糖需給調整規則の臨時特例に關する省令(昭和二十六年農林省令第五十二号)第四條第三項の規定により砂糖の小売業者及び卸売業者の登録を次のように実施する。

昭和二十六年八月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、知事が指定した区域内に営業所を有する者で新たに登録小売業者とならうとするもの(以下「小売申請者」とす。)

1、登録票交付申請書提出期限

昭和二十六年八月十日

2、小売申請者の公表

昭和二十六年八月十三日

3、購入登録原票提出期限(家庭用消費者が自己の希望する小売申請者へ家庭用砂糖の購入登録原票(乳児用、妊婦用は除く)を提出する期限)

自昭和二十六年八月十七日

至〃 八月二十日

00280

4、登録票の交付区域

知事が指定した区域

5、登録票の交付の基準

家庭用消費者の数が市にあつては四百人以上、町村にあつては三百人以上

6、小売申請者の購入登録原票提出期限

昭和二十六年八月二十四日

7、登録票交付日

昭和二十六年八月二十六日

二、農業協同組合法による農業協同組合連合会で購買事業を目的とするもので新たに登録卸売業者とならうとするもの(以下「卸売申請者」という。)

1、登録票交付申請書提出期限

昭和二十六年八月十日

2、卸売申請者の公表

昭和二十六年八月十三日

3、購入登録原票提出期限(登録小売業者が自己の希望する卸売申請者に購入登録原票を提出する期限)

自昭和二十六年九月三日

至〃 九月六日

4、登録票の交付区域

県下一円

5、登録票の交付の基準

家庭用消費者の数が五八八人以上

6、卸売申請者の購入登録原票提出期限

昭和二十六年九月八日

7、登録票交付日

昭和二十六年九月十日

三、昭和二十六年八月十五日において現に登録小売業者であつて引続き砂糖の小売業務を営もうとするもの。

1、登録票交付申請書提出期限

昭和二十六年八月十日

2、登録票交付日

昭和二十六年八月十六日

四、昭和二十六年八月三十一日において現に登録卸売業者であつて引き続き砂糖の卸売業務を営もうとするもの。

00281

- 0.
1. 登録票交付申請書提出期限
昭和二十六年八月二十日
2. 登録票交付日
昭和二十六年九月一日

知事が指定する区域

岩美郡 網代村、浦富町、田後村、岩井町を除くその他の村
八頭郡 郡家町、船岡村、用瀬町、智頭町、若桜町を除くその他の村
気高郡 湖山村、鹿野町、浜村町、青谷町を除くその他の村
東伯郡 上井町、三朝村、倉吉町、矢送村、八橋町、赤碕町を除くその他の町村
西伯郡 外江町、境町、上道村、中浜村、大篠津村、和田村、淀江町、御來屋町を除くその他の村
日野郡 黒坂町、日野上村、根雨町、江尾町を除くその他の町村

鳥取市、米子市は除く。

◇鳥取縣告示第三百五十四号

ニユーカッスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第一條の規定による移入を禁止する区域を次のように指定する。

昭和二十六年八月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

移入禁止区域

岡 山 県

◇鳥取縣告示第三百五十五号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六條の規定による牛の人工授精講習会を次のように実施する。

昭和二十六年八月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

00282

一、家畜の種類 牛
二、日 程

日	時	科 目		開 催 地
		前	後	
八月二十日	自午前八時 至午後七時	関係法規	生殖器解剖	米子市勝田町
" 二十一日	"	家畜改良と登録 胎生遺傳概論	種付の理論	西伯郡畜産農業協同組合連合会 米子市
" 二十二日	"	繁殖生理	消毒	"
" 二十三日	"	"	生殖器解剖実習	"
" 二十四日	"	精虫生理	器具機械	"
" 二十五日	"	人工授精	発情鑑定実習	"
" 二十六日	"	"	精液、精虫検査法	"
" 二十七日	"	"	人工授精実習	"
" 二十八日	"	"	"	"
" 二十九日	"	修業試験	修業試験	"